

令和7年度富山県地域おこし協力隊の募集に関する業務委託仕様書

1 委託する業務名

令和7年度富山県地域おこし協力隊の募集に関する業務

2 業務の趣旨・目的

本業務は、令和7年度の富山県地域おこし協力隊（5名）の募集において適切な人材を獲得することを目指すため、効果的な広報や体験プログラムの実施等により採用活動を支援することを目的とするものである。

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとし、別紙「募集スケジュール」を参照の上、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議のうえ、実施すること。

なお、下記に記載のない業務についても、予算の範囲内において、より効果的な提案を妨げるものではない。

（1）募集記事の作成

ア JOIN・SMOUTに掲載する募集記事の作成及び編集。記事の作成にあたっては、ターゲットに対して効果的なキャッチコピーや文章、画像を作成し、配置すること。必要に応じてテキスト情報及び画像素材等は委託者から提供する。

イ JOINの募集ページについては、元となる記事を作成済みのため、その募集記事の編集及びアドバイスを行うものとする。

ウ JOIN及びSMOUT（プレミアムプラン）は県の既存のアカウントを使用する。

（2）募集の広報

募集広報を行うため、SNSやWEBサイト等を利用した周知を行うものとする。各募集案件に対して適切な広告先を提案し広告を配信すること。

（3）隊員希望者のスカウト

地域おこし協力隊として意欲的に取組むことが見込まれる人材に対して、WEBサイト等を利用したスカウトを実施する。

(4) 体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）の実施

ア 体験プログラムの設計

地域おこし協力隊への応募等の検討者を対象とした、2泊3日の体験プログラムの設計を行う。なお、プログラム内容は、委託者と協議の上、決定する。

イ 体験プログラム参加者の募集

WEBサイト等を利用し、参加対象者へ体験プログラムの案内を行い、参加申込の受付及び当日までの連絡等の調整を行う。応募者多数の場合は、委託者と協議の上、選考等すること。

ウ 体験プログラムの運営

設計されたプログラムに沿って、当日の運営を行う。参加者の滞在に係る宿泊費、地域内の移動に係る交通費、地域の協力者や受入れ団体等への謝金等の支払いを行う。

5 業務実施体制

- (1) 業務担当者を1名以上配置すること。
- (2) 複数名配置する場合は、主担当者を定めること。

6 成果物及び提出物

(1) 報告書

納入期限までに業務の実績をまとめた実績報告書を提出すること。

(2) 納入期限

令和7年6月30日（月）

(3) 納入場所

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課（担当：蟹澤）

住所：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-9605

E-mail：achusankan@pref.toyama.lg.jp

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 委託業務に関して収集された情報に係る著作権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条に規定する権利を含む）は、委託料の支払と引換えに委託者に譲渡するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。但し、受託者が作成したチラシその他の広告物等は、受託者において委託業務以外においても自由に編集・使用等できるものとし、委託者はこれを予め承諾する。
- (3) 受託者は、本業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務は、委託者の採用活動を支援することを目的としており、採用を条件とするものではない。
- (5) 受託者は、必要に応じて適宜、委託者と打合せを行うこと。
- (6) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に
行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守さ
せなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果
について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法
（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）であ
る場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認
を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の
適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求
め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責
任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及び
それ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在
職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容を
みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しな
なければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図
られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が
記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発
注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が
記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後

直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。